

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会
報告書

平成29（2017）年3月

はじめに

川崎市ではこれまで、区役所改革として様々な区役所機能の強化に取り組んできましたが、その間、地方自治法の改正や、超高齢化社会への進展を背景とする地域包括ケアシステムの構築、マイナンバー制度の導入などといった社会環境の変化への対応が必要となっています。

このような状況の中、区役所については、市長の権限に属する事務全般を地域的に分掌する総合行政機関としての地方自治法上の位置付けと、参加と協働の拠点としての自治基本条例上の位置付けのもと、川崎市総合計画と川崎市行財政改革プログラムを踏まえ、これからの区役所が果たすべき役割と「めざすべき区役所像」を示した「区役所改革の基本方針」を平成28年3月に策定しました。

同方針を受け、学識経験者3名と公募市民2名で構成される「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」を設置し、区における市民自治の充実の観点から、区民会議やまちづくり推進組織等の既存の組織の役割や方向性も含め、地域の課題解決・活性化につなげる「共に支え合う地域づくり」について検討してまいりました。

検討委員会では、二人の市民委員の豊富な地域活動経験に基づく意見と、学識経験者の知見に基づくコメントが融合し、行政職員を交えて毎回活発な議論をすることができました。

本報告書は、その検討結果を、「共に支え合う地域づくり及び区における市民自治の充実に向けた提言」として取りまとめました。

本報告書が、今後の参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみの構築へ向けての検討のきっかけとなることを期待します。

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会

目次

はじめに

| | |
|---|----|
| 第1章 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会について | 1 |
| 1 委員会の設置 | 1 |
| 2 検討経過と項目 | 2 |
| 第2章 現状と課題について | 3 |
| 1 区民会議について | 3 |
| 2 まちづくり推進組織について | 5 |
| 3 地域包括ケアシステムとの関連について | 7 |
| 第3章 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会による調査審議 | 9 |
| 1 区民会議及びまちづくり推進組織について | 9 |
| 2 地域包括ケアシステムとの関連について | 10 |
| 3 参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみづくりについて | 11 |
| 第4章 共に支え合う地域づくり及び区における市民自治の充実に向けた提言 | 14 |
| 1 参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ | 14 |
| 2 まちづくり推進組織と中間支援機能 | 15 |
| 3 その他関連する制度等との関係 | 15 |
| 資料編 | 16 |

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会資料

川崎市自治基本条例

川崎市区民会議条例

第1章 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会について

1 委員会の設置

平成28年度に附属機関として「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」が設置され、区における市民自治の充実の観点から、平成28年3月に策定された「区役所改革の基本方針」を受け推進していく「地域づくりに向けた取組」の中で区民会議及びまちづくり推進組織のあり方の方向性を含め、より多くの当事者意識を持てるよう、身近で小さな単位での実施など、地域づくりに向けた取組との関係を含めて、地域包括ケアシステムの構築を踏まえながら地域の課題解決・活性化につながる「共に支え合う地域づくり」について検討を行ってきました。

(1) 委員会の所掌事務

「区役所改革の基本方針」に基づき、「区における課題の解決を図るための市民が共に支え合う地域づくりのしくみに関して調査審議」する。

(2) 委員の構成・任期

○構成

市民同士がお互いに支え合い参加と協働による地域課題の解決が図られる地域づくりのために必要な、地域での「顔の見える関係づくり」や地域コミュニティ形成といった、「区役所改革の基本方針」における地域づくりに向けた取組と区民会議との関係を含めて検討していくことから、5人以内の学識経験者と市民で構成する。

ア 学識経験者

伊藤 正次氏 首都大学東京大学院社会科学研究科教授

中村美安子氏 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科准教授

◎名和田是彦氏 法政大学法学部教授

イ 公募市民

岡倉 進氏 (麻生区在住)

佐藤 利枝氏 (宮前区在住)

(50音順・◎は会長)

○任期

委嘱された日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 検討経過と項目



第2章 現状と課題について

1 区民会議について

区民会議は、平成17年4月に施行された自治基本条例及び平成18年4月に施行された川崎市区民会議条例に基づき、区民の参加と協働により、区における地域社会の課題の解決を図るための調査・審議を行うことを目的に各区に設置されており、これまで、調査審議結果に基づいた実践活動により一定の成果を挙げてきました。

その一方で、平成25年度に第4期自治推進委員会が実施した自治基本条例に基づく総合的な評価において、区民会議については、「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしくみづくり」や「認知度向上」、「委員の役割や任期、参与の位置付け等区民会議のしくみ自体の整理」などの課題が指摘されたところです。

また、開始から10年が経過する中で、超高齢化社会への進展を背景とする地域包括ケアシステムの構築や、地方自治法の改正、マイナンバー制度の導入といった社会環境の変化を受けて平成28年3月に「区役所改革の基本方針」が策定され、同方針においても、審議結果を受けた実践活動の手法などの課題が指摘されました。これらを踏まえ、区民会議のあり方について、より多くの当事者意識を持てるよう、身近で小さな単位での実施など、地域づくりに向けた取組との関係を含めて抜本的に見直すことが求められています。

(1) 第5期（平成26年度～平成27年度）の部会及び審議テーマについて

第5期については、各区において、次のとおり専門部会を設置し、調査審議を行いました。

| | 部会名 | 審議テーマ |
|-----|----------------|----------------------------------|
| 川崎区 | 地域を育むまちづくり部会 | 防災対策の充実 |
| | | 子どもの遊び場づくり |
| | | 交通安全対策の推進 |
| | だれもがいきいき暮らす部会 | 地域における見守り活動の充実 |
| | | 子育てを通じた世代間交流 |
| | | 外国人市民も暮らしやすいまちづくり |
| 幸区 | 自転車事故ゼロ部会 | 自転車の交通安全対策 |
| | 地域力で暮らしやすいまち部会 | ・誰もが暮らしやすいまちの実現 ・地域コミュニティの活性化 |
| 中原区 | 課題調査部会・運営部会 | 地域コミュニティ、みんなでまちをきれいに |
| | 課題調査部会・運営部会 | 地域コミュニティ、みんなで育てる交通マナー ～歩きやすいまちに～ |

| | | |
|-----|-------------------|---------------------|
| 高津区 | 交通安全対策部会 | 自転車の交通安全や道路の環境整備 |
| | 防災・防犯の意識を高める部会 | 防災意識の向上や防犯に対する取組 |
| | 地域を活性化する部会 | 福祉作業所の活動紹介や情報発信等 |
| 宮前区 | 誰もがくらしやすいまちをめざす部会 | 誰もが暮らしやすいまちづくり |
| | みやまえ魅力探訪部会 | 行きたくなる、住みたくなる魅力の発信 |
| 多摩区 | 人・まち・わづくり部会 | 日頃の住民をつなぐ取組が減災につながる |
| | 多摩区の魅力いきいき部会 | 多摩区の魅力を掘り起こし発信する |
| 麻生区 | 若い世代が住みやすいまちづくり部会 | 若い世代が住みやすいまちづくり |
| | 市民活動・地域活動の活性化部会 | 市民活動・地域活動の活性化 |

(2) 区民会議委員の構成について

川崎市市民会議条例第4条により、委員の数は20人以内とされています。

なお、公募委員の数は各区における要綱によって定められており、推薦団体も含めてその内訳については各区で異なっています。

第5期区民会議 区別の委員構成

| | 委員の内訳 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|------|-----------|-----------------|------|----------|------|---------|--------|--------|-------------|-------------|-----------|--------|-------|
| | 公募委員数 | 区長推薦 | 推薦団体 | | | | | | | | | | | | |
| | | | まちづくり推進組織 | 安全・安心まちづくり推進協議会 | 保護司会 | P T A協議会 | 文化協会 | 社会福祉協議会 | 町内会連合会 | 商店街連合会 | 自主防災組織連絡協議会 | 民生委員児童委員協議会 | 子育てネットワーク | 地域教育会議 | その他団体 |
| 川崎区 | 4人 | 4人 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ |
| 幸区 | 4人 | 2人 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 中原区 | 4人 | 3人 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 高津区 | 5人 | — | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 宮前区 | 2人 | 4人 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 多摩区 | 4人 | 1人 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 麻生区 | 5人 | 8人 | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ |

2 まちづくり推進組織について

まちづくり推進組織は、平成5年から平成9年にかけて各区において策定された「区づくり白書」※の理念に基づき、区民の合意形成を図りながら行政のパートナーシップのもと、魅力あるまちづくりを目指すことも目的として、それまで各区において設置されていた「区民懇話会」を発展的に解消する形で平成12年度までに各区に設置された組織です。

なお、平成29年3月現在、まちづくり推進組織は全ての区にあるわけではなく、幸区役所及び麻生区役所については、別組織において市民活動の活性化を図ることや中間支援機能等を担うこととし、発展的解消を行ったために存在しません。

※「区づくり白書」とは・・・各区において、①区の現状の課題の把握②問題点の抽出③それに対する対策④区の望ましい将来像⑤将来像を実現するための提案から構成された区民相互の合意形成のうえで区民と区の共同によって作成された報告書

(1) 区民会議との関係性

前述のように、平成18年度には川崎市区民会議条例が施行されたことにより、2年の任期により第1期区民会議がスタートしました。

区民会議は、条例によって、「区民の参加と協働による課題解決に向けた調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資する附属機関」であると位置付けられました。

この時点でのまちづくり推進組織と区民会議の関係性について、まちづくり推進組織は「まちづくりの課題に実践的に取り組むことを目的として、市民の自主性により運営する団体」であり、両者の設置目的は、方向性として共通していると考えられることから、相互に連携していくことが望まれ、具体的には、委員の選出、専門部会での連携、課題の解決に向けた連携が考えられると整理されました。

(2) 区民会議開始後の運営

区民会議との関係性は前項のように整理されましたが、区民会議が調査審議を行った課題をまちづくり推進組織が連携して実践するという流れには中々なりにくく、一部の事例を除けば、団体推薦として各区1～2名程度のまちづくり推進組織の委員が区民会議に参加するに留まりました。

また、市民活動支援指針が策定された平成14年頃から、あるいは区によっては、区民会議がスタートした平成18年頃から次第にまちづくり推進組織が中間支援機能を担う組織を意識して活動を進める傾向が見られました。同指針が掲げる中間支援組織の必要性や、あるいは実践活動が行える組織と言えども、区の課題解決に向けた活動という点で区民会議と重複してしまう部分もあると考えられることから、区によって事情が異なり全てではありませんが、中間支援組織としての位置付けを意識している区が多くなっているのが現状です。各区の構成は次のとおりです。

各区におけるまちづくり推進組織の構成（平成29年3月現在）

| | 組織名称 | 発足年月 | 委員数 | 委員選出方法 | 根拠要綱 など |
|-----|-----------------------|---|-----------|---|-----------------|
| 川崎区 | 川崎区 まちづくり クラブ | 平成10年 9月 | 約100 名 | 原則として各クラブ員は自由参加であるが、実質的には町内会推薦を基本としているクラブもある。 川崎区まちづくりクラブ代表者会議は、各まちづくりクラブの代表及び副代表により構成。 | 川崎区まちづくりクラブ設置要綱 |
| 中原区 | 中原区 まちづくり 推進委員会 | 平成11年 8月 | 20名 | 公募及び推薦 (推薦団体) 中原区町内会連絡協議会、中原区青少年指導員連絡協議会、中原区商店街連合会、中原区老人クラブ連合会、中原区スポーツ推進委員会 | 中原区まちづくり推進委員会要綱 |
| 高津区 | 高津区 まちづくり 協議会 | 平成11年 9月 | 49名 | 公募及び推薦 (推薦団体) (高津区全町内会連合会、NPO法人 高津区文化協会、元気な高津をつくる会、高津区市民健康の森を育てる会、高津区地域自立支援協議会、高津区食生活改善推進員連絡協議会、高津区子ども会連合会、高津区商店街連合会、川崎市地球温暖化活動推進センター、「たちばな農のあるまちづくり」推進協議会) | 高津区まちづくり協議会設置要綱 |
| 宮前区 | 宮前区 まちづくり 協議会 | 平成9年 7月 | 64名 | 公募及び推薦 (推薦団体) 区全町連、区社協、区P協、区小学校長会、区文化協会、区商店街連合会、区民活動支援コーナー運営委員会 等18名 ・企業推薦（東急電鉄 等）5名 ・学識経験者3名（大学教授 等） ※公募38名 ※第8期（平成25・26年度）から行政職員の委員を廃止 | 宮前区まちづくり協議会設置要綱 |
| 多摩区 | 多摩区 まちづくり 協議会 | 平成20年 6月 ※前身の多摩区まちづくり推進協議会は、平成12年4月発足 | 42名 | 公募及び推薦 (推薦団体) 商店街連合会、社会福祉協議会、町会連合会、PTA協議会、老人クラブ連合会、地域教育会議、民生委員児童委員協議会、保育園園長会、小・中学校長会、地域女性連絡協議会、観光協会 | 多摩区まちづくり協議会設置要綱 |

※幸区は平成25年度末に、麻生区は平成23年度末にそれぞれまちづくり推進組織を廃止

3 地域包括ケアシステムとの関連について

「全ての地域住民」を対象としている川崎市の地域包括ケアシステムは、保健、医療及び福祉の取組を中心としつつ、地域の課題を解決して暮らしやすい地域社会を目指す取組であることから、共に支え合う地域づくりを検討するにあたり密接に関連すると考えられ、第2回委員会においては、現状の把握と検討を行いました。

(1) 川崎版地域包括ケアシステムの取組について

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、「介護・医療・予防・住まい・生活支援・福祉」等が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。これを実現するためには、自分自身のケア（自助）、みんなの支え合い（互助）、社会保険制度（共助）、行政サービス（公助）による取組が必要です。こうした取組は、住民をはじめ、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア団体、行政などが一体となって、地域全体で推進していくことが重要です。

川崎市では、高齢者、障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアの必要がない方など、全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指すとしています。

そのために、川崎市としての基本的な考え方を示した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（平成27年3月策定）に基づく取組が進められています。

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして

【基本理念】

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

基本的な5つの視点

1 【意識の醸成と参加・活動の促進】

地域における「ケア」への理解の共有とセルフケア意識の醸成

2 【住まいと住まい方】

安心して暮らせる「住まいと住まい方」の実現

3 【多様な主体の活躍】

多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現

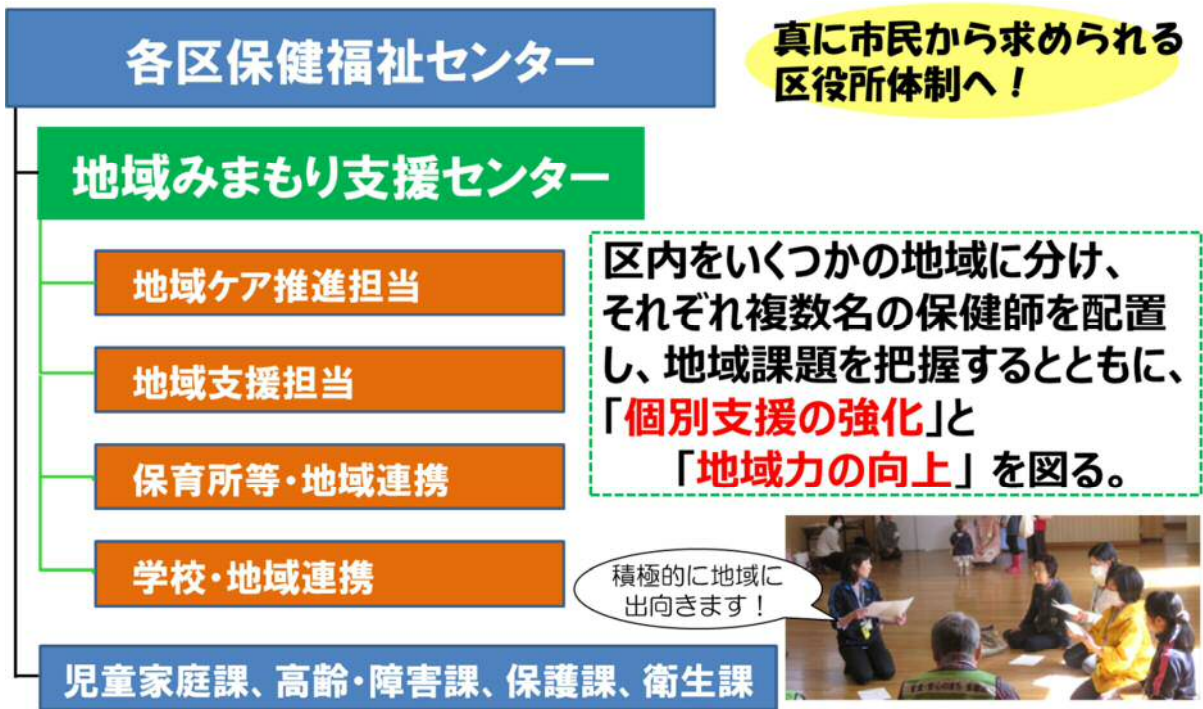
4 【一体的なケアの提供】

多職種が連携した一体的なケアの提供による、自立した生活と尊厳の保持の実現

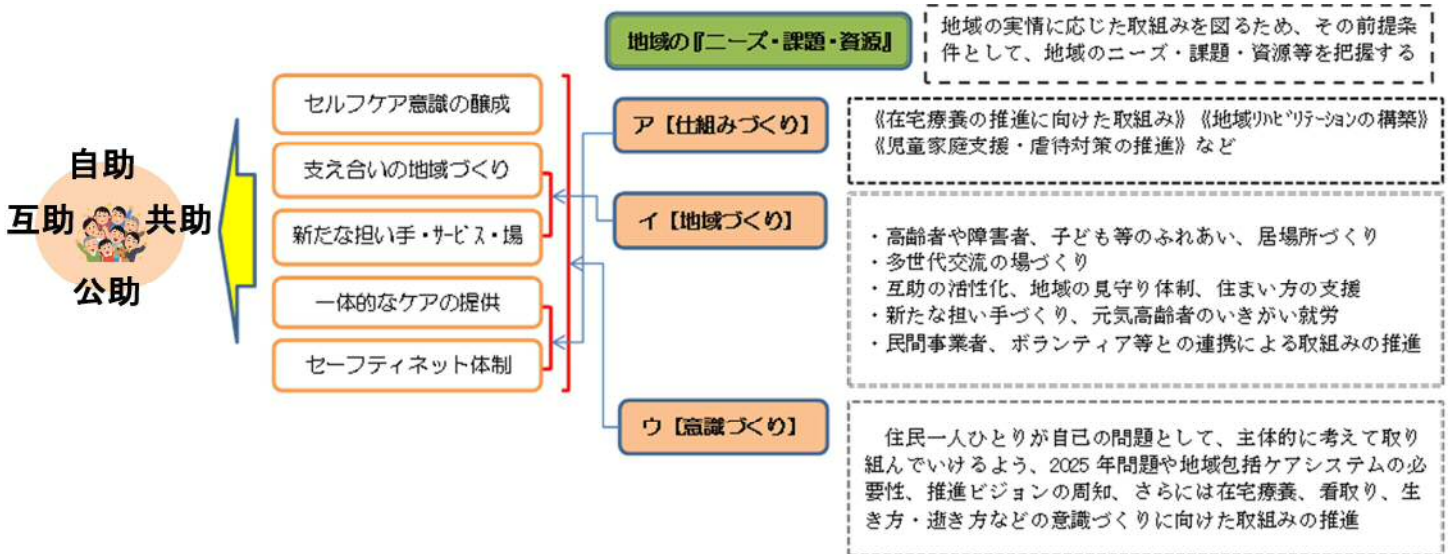
5 【地域マネジメント】

地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

これを踏まえ、平成28年4月に地域みまもり支援センターを各区役所内に設置し、生活課題を抱える住民に対する適切なケアの提供や地域課題の把握、地域のネットワークの構築など「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図っていくこととしています。



《重点的な取組み》



第3章 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会による調査審議

委員会では、区における課題の解決を図るための市民が共に支え合う地域づくりのしくみについて、既存組織である区民会議及びまちづくり推進組織の現状を調査し、そのうえで、現行制度の見直しを含めた参加と協働による新たなしくみづくりについての調査審議を行いました。

1 区民会議及びまちづくり推進組織について

第1回委員会では、区民会議及びまちづくり推進組織について、また、第2回検討委員会では、地域包括ケアシステムについての議論を行い、それぞれ次のような意見が出されました。

(1) 区民会議

ア 方向性案

現行の区民会議制度における枠組みを必ずしも前提とせず、参加と協働による新たなしくみについても検討する必要があります。

イ 主な意見

- ・条例で位置付けられているので意見を言うのにとっても敷居が高く、楽しいことを思いついても、こんな場で言っているのか迷うことがあった。
- ・区民会議はこういうものだ、こういう条例に基づいてやっているんだ、だから、こうしなくてはいけないというのが議論をしても感覚的に埋め込まれていると思う。
- ・区民会議は調査審議までだが、その後の「担い手」が不透明なまま終わってしまう。課題解決のために担い手を想定しているが、調査審議が終わった時点では見えなくなってしまっている。
- ・区民会議は様々な団体の参加があり、うまくいけばとても有意義な会議である。ただ、団体から参加される委員は団体の一員として参加しているという意識が少ないように感じた。会議で解決すべき課題を見つけても誰がやるのかという段階で尻込みがあった。
- ・区民会議は報告書の提出で終わってしまう。市と一緒に事業計画書を作成し、区民から意見徴収してはどうか。
- ・区の課題は大まかなものが多く、毎回同じような課題になる。期が変わると違う手法でまた同じ課題を拾ってくる。既存の困っている課題に予算を充実させたほうが良い。
- ・区民会議で何かやるということを要求すると、負担感しかないと思う。区民会議に入ったら自動的に何かしなければならぬということはない、と初めに伝えたほうが安心して積極的に発言するし、いろいろなことができる。
- ・川崎市の制度は非常にかっちりしているが、地域レベルで何か具体的なイメージをする場合のずれているというのが現在の問題を生んでいる。
- ・三鷹市の住民協議会や新宿区の地区協議会、上越市と宮崎市の地域自治区制度など、どの自治体も実践のために工夫しているいろいろなことをやっているのだから、川崎市の区民会議にも参考になると思う。
- ・区民会議は、調査審議をして報告書を出すことが目的化してしまっているようである。報告書の提言が実施され、課題解決につながっているか、誰がどこで何をやるかということ

ころまで区民会議では検討できていない。それを区民会議自体が全て担うのか、あるいは違ったしくみの中で担うのか、各区毎にそれぞれ違った方法で行うのか、いくつかの選択肢があると思う。

・小さな単位での課題も区単位で調整することも大事であるが、仮に区民会議でそれを担うとなると活動スタイルを大きく変える必要がある。

(2) まちづくり推進組織

ア 方向性案

区レベルでの中間支援機能の整備を検討するとともに、まちづくり推進組織のあり方も合わせて検討する必要があります。

イ 主な意見

・理念としては、まちづくり推進組織が区民会議の受け皿の一つとされていたが、実際はそうになっていない。

・まちづくり推進組織はハード系も含めてイベント的なものを行っているが、各区毎の多様性もあり、組織がない区もある。役割として、イベントを実施していくのか、あるいは中間支援に特化していくのか、まだ見えてこないが、今の組織をどう変えていくと良いのかというところを検討していく必要がある。

・中間支援機能を持つまちづくり推進組織はあるが、区毎に異なる活動をしている状態なので、市民にわかりやすいようある程度まとめていく必要はあると思う。

・区の課題は大きすぎて気軽に取り組むわけにいかない。区単位で活動してきたまちづくり推進組織の中間支援機能と地べたの市民活動がどのように連携したら川崎市が良くなるのか議論する必要がある。

・まちづくり推進組織がある区について、区に一つはちょっと無理な感じがする。課題解決はもう少し小さな単位で行うべきである。

2 地域包括ケアシステムとの関連について

ア 方向性案

区民どうしのつながりづくりのほか、参加と協働により保健福祉分野の課題解決につなげていくしくみを検討する必要があります。

イ 主な意見

・実践ということを考えると、課題を抱えている地域は区全域ではない。小さな地域ということは地域包括ケアの取組とも非常に関連しているように思う。

・地域包括ケアの日常的な対人的なサービスの部分は専門性が必要であると思われ、そこに区民会議が入り込んでいくことは難しいと思う。

・地域包括ケアは、地域福祉の世界で言うときは、割と行政サービスだとか介護保険サービス以外のインフォーマルなサポートを持っていない人にも届くようにするという「みまもり」というときに「地域包括ケア」と言ったりもする。この「地域包括ケア」はもう少し軽く、インフォーマルだからこそだし、またそれが求められているというところのイメージで構築した方が合っているのではないかと感じている。

3 参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみづくりの検討について

参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみについて、第3回及び第4回に次の論点を中心に議論を行いました。

(1) 二層制

「二層制のしくみ」は政令市の区のように大きな自治体エリアの中に小さな単位でコミュニティレベルのしくみが求められるという考え方

ア 方向性案

地域包括ケアシステムの地区割りの活用等により、自分事になりやすい小さな単位でのしくみづくりを検討する必要があります。

イ 主な意見

- ・地域の課題を解決するためには、政令市の区のような大きな自治体エリアの中に小さな単位でのしくみを作っていく必要がある。
- ・川崎市の制度は非常にかっちりしているが、地域レベルで何か具体的なイメージをする場合にずれているというのが現在の問題を生んでいるので、この部分をどう制度設計していくかがポイントである。
- ・課題解決の実働機能として区レベルでは限界と感じている。区民会議・まちづくり推進組織のあり方、二層制、小さな単位という論点は関連していると思う。

(2) 小さな単位

二層制とも密接な関連があるが、区という川崎市で言うと20万人規模の人口がある大きな単位ではなく、もっと身近な小さな単位での地域課題の抽出や解決が必要であるという考え方

ア 方向性案

小さな単位で課題を解決するためには、支援やコーディネートを行う中間支援機能が必要です。

イ 主な意見

- ・大きな単位で考えるときに、小さな単位で困っているところが見えていないと幾ら議論しても具体化されない。自分が困っていないと相手の困っている地域のことも知るわけもないし、考えることもできないので、小さい単位で考えていくことはとても必要である。
- ・同じ区内でも地域によって課題が大きく変わってくるので、小さな単位というのは必要なのではないかと思っていた。
- ・地域の土壌を耕すフォロワーづくりも重要。他の住民も地域で参加するにあたって、自分の子どもや親の介護等自分が参加することで解決できること、あなたの参加が地域を変えていくといったモチベーションによる参加でないと長続きはしないであろう。
- ・小さな単位の課題を吸上げていくことは、何か違うしくみが必要であり、それは区民会議ではないと思う。
- ・課題を抱えている地域は区全域ではない。小さな単位というのは地域包括ケアシステムの取組とも非常に関連していると思う。川崎市においては、そこが取っ掛かりになるので

はないか。

・区民会議と小さな単位、自分事というのは結び付きづらい。ただ、住民自治を推進するであるとかコミュニティのあり方を考えるといったときには必要なキーワードであると思う。

(3) 無作為抽出

市民参加の方法として、既に地域活動に人や、公募によって市民自らが手を挙げてくるのを待つということだけでなく、これまで市民参加の機会や経験がなかった市民を含めたより多くの市民の参加のきっかけとして、無作為によって選出し、承諾を得た市民に参加してもらう方法。川崎市においては、総合計画策定における「川崎の未来を考える市民検討委員会」(市民ワークショップ)で採用したほか、全国的にも有効な手法として広がっている。

ア 方向性案

無作為抽出の手法を用いることは、潜在的に意識がある区民や、関心はあるものの参加の手法が分からない区民の参加の後押しとなります。

イ 主な意見

- ・現状の区民会議は、地域活動をしている人が中心で、それをしていない人の気持ちが分からないと思う。そういう意味では、無作為抽出は参加のきっかけや活動に興味のない人への働きかけとなるのではないか。
- ・無作為抽出でイベント的に開催し、センスのいい人を見つける人材発掘の場としてもよいのではないか。
- ・これまでの団体推薦プラス公募委員という形ではなかなか得られないような方々の意見が得られるというのは、全国的な事例からしてもそうであろうと聞いている。
- ・区民会議に参加する人は何らかな形で地域に興味がある人である。そのような興味を持っている人は区民の数%だと思う。大部分の人が普通に街で暮らしている人であり、町内会・自治会に加入する人も少なくなってきた。そのような状況でも、趣味など興味があることをきっかけとして地域のコミュニティに入りたい人はいると思う。参加を呼びかけるに当たって今までと同じ手法では拡充されないと思う。
- ・自治基本条例の区民の定義にもあるように、在住の人だけでなく、在勤の人たちも区民であるのだから、仕事で地域に関わる人を巻き込んでいくことが重要である。

(4) 中間支援機能

市民活動を進めていく上での基本的な柱となる人材、資金、活動の場、情報といった活動資源の支援を行う中間支援機能の必要性が謳われており、現在においては、かわさき市民活動センターや麻生市民交流館やまゆりがその機能を担っているとされている。

しかし、各区に確立されているわけではなく、そもそも中間支援機能の定義自体がはっきりとされていないのが現状である。

ア 方向性案

区民が主体となった活動を行う際には、資金面を始めとして様々なサポートが必要であり、その役割を期待される中間支援機能のしくみづくりが必要です。

イ 主な意見

- ・実践を行う際は、区役所のちょっとしたサポートが欲しい。ただし、手厚すぎるサポートは団体の自立を阻害するため、情報提供や、関係機関とのつなぎ程度があれば良いと思う。
- ・中間支援機能を持つまちづくり推進組織はあるが、区毎に異なる活動をしている状態なので、市民にわかりやすいよう、ある程度まとめていく必要はあると思う。
- ・区の課題は大きすぎて気軽に取り組むわけにいかない。区単位で活動してきたまちづくり推進組織の中間支援機能と地べたの市民活動がどのように連携したら川崎市が良くなるのか議論する必要がある。
- ・上越市や宮崎市の事例を見てみると、調査審議を行う附属機関があり、それを実践するしくみが考えられていて、予算も担保されている。特に宮崎市の場合は、その部分も条例化されている。その点が川崎市における区民会議でも一つの論点になっている。
- ・区民会議委員として参加していたときに、自分が何か興味のあることを発言し、それを実践したいと思った時に相談するのは行政の職員であるが、実際に行政と区民が出来ることは違って、それをすり合わせることは難しい。麻生市民交流館やまゆりのような中間支援機能を行政が支援することが良いと思う。
- ・小さな単位を中間支援組織が支援する体制にならないと市民自治の充実とはならないのではないかと。この場合の中間支援組織は行政にはない柔軟性が求められる。
- ・まちづくりを進めていく上で、正に麻生市民交流館やまゆりのようなところが中間支援機能を担っていくことが良いが、例えばコミュニティカフェといった民設民営のものでも良いと思う。地域で顔の見える関係をつくっていく、今まで出会えていない人が出会うことが可能な場所が必要である。

第4章 共に支え合う地域づくり及び区における市民自治の充実に向けた提言

「区における参加と協働による地域課題の解決」については、区民会議は、行政区における自治運営の一端を具体化した機関・機能として自治基本条例第22条に位置づけられています。

平成18年4月に開始された区民会議は、1期を2年の任期として、平成27年度をもって5期10年が終了し、平成28年度から平成29年度までの2年を第6期として各区によって調査審議が行われています。

この間、東日本大震災の発生や、超高齢化社会への進展を背景にした地域包括ケアシステム推進ビジョンの策定、また、今後10年間を見据えて区役所が果たす役割（区役所像）とその実現に向けた取組の方向性について明らかにすることを目的とした区役所改革の基本方針が策定されるなど、取り巻く環境は大きく変化してきました。

こうしたことを受け、今後の参加と協働による地域課題の解決については、多様な主体の参加や具体的な課題解決に向けた実践活動が重要と考え、当委員会においては、現行の区民会議の制度に縛られることなく、市民自治の充実の観点から議論を行い、小さな単位での課題解決、無作為抽出による参加の呼びかけや、区における中間支援機能の必要性など新たなキーワードが出されています。

以上のことを踏まえ、区民会議及びまちづくり推進組織については、これまでの取組を踏まえつつ、既存のしくみの見直しにとどまらず「**参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ(以下「新たなしくみ」と言います。)**」の検討を前提に、そのあり方について次のとおり提言します。

1 参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ

区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。

これまでの区民会議が扱う地域の課題は、特定の地域ではなく区全体を対象としてきており、例えば防災や子育て支援、高齢者といった、どちらかと言えば普遍的・抽象的なテーマを取り上げ、それぞれの期ごとに独自の観点で審議を行ってきました。

一方で、地域で生活している市民の観点に立てば、「地域の課題」とは身近な目に見える、実感できる課題であり、決して普遍的・抽象的なものではなく具体的なものはずです。

これまで区民会議の課題とされてきた「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしくみづくり」や「認知度向上」等についても、市民一人一人の地域課題に対する感覚と区民会議で審議している課題とに乖離があり、市民が区民会議のことを「自分事」として感じられないことに原因があるのではないかと考えます。

また、区民会議委員は多様な分野や活動団体から選出されていますが、一部の委員については関心が薄いテーマとならざるを得ない場合もあり、こうした場合にも委員自身にとって「自分事」とはならない、とも考えられます。さらに、区民会議で審議した課題解決策の実践を、地域の団体(区民会議委員の出身団体であったとしても)に委ねることも、実際の現場では極めて難しいということもあります。

こうしたことから、「参加と協働による地域課題の解決」を目的とする場合、川崎市のよう

な1区あたり20万人前後の人口を抱える政令指定都市では、現状の区民会議のように区全域ではなく、地域包括ケア推進システムの構築を踏まえながら、**小さな単位**(学校区や地区社協単位など)で地域の課題解決を図ることが妥当と考えられます。

さらに、実践を考えると、「調査・審議」にとどまらず、**多様な地域の方々が参加し、建設的に話し合い、実践するところまでをしくみとして導入**することが必要と考えます。多様な主体の参加を得るために、**無作為抽出の手法**などを取り入れてもよいと思います。

区民会議は、開始から第5期10年が経過しており、各区で様々な成果を上げてきた一方で、このような課題があると考えられます。

こうしたことから、区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。

2 まちづくり推進組織と中間支援機能

まちづくり推進組織については、「新たなしくみ」について検討していくなかで、区における中間支援機能の整備の検討と合わせてそのあり方についても検討を進めていく必要があると考えます。

まちづくり推進組織については、1990年代の区づくりプランの検討から様々な経緯を経て現在に至っており、発展的解消となった幸区と麻生区を除く5区で活動を継続しています。区によって違いはありますが、区づくり推進プラン策定作業を通じて明らかになった区の課題解決に向けた実践活動を行うことや、中間支援的な機能など、一定の役割を果たしてきました。しかしながら、特に前者については、事務局機能を行政が担っていることなど、他の市民活動団体との公平性で課題がある状況です。さらに、後者の中間支援機能についての政策的な位置付けが明確でないことや、メンバーの高齢化などもあり、持続的な組織運営の面でも課題がある状況と考えています。

こうしたことから、まちづくり推進組織については、「新たなしくみ」について検討していくなかで、区における中間支援機能の整備の検討と合わせてそのあり方についても検討を進めていく必要があると考えます。

3 その他関連する制度等との関係

「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠とされます。

「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、区レベルでは、まちづくり推進組織や資金支援制度、市民活動支援拠点の整備など、全市レベルでは市民活動センターや市民自治財団などといった関連する既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠とされますので、併せて提言します。

